
朝来市議会政治倫理審査会

令和6年8月13日（火曜日）

日 時 令和6年8月13日（火）午前9時00分開会
場 所 議会第1委員会室

- 1 開会
- 2 日程協議
- 3 審査事項
- （1）令和6年5月1日付審査付託について
- 4 その他
- 5 閉会

出席委員（6名）

藤 原 正 伸	水 田 文 夫
横 尾 正 信	加 藤 貴 之
嵯峨山 博	淵 本 稔

欠席委員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 ————— 宮 元 広 司君 議会事務局次長 ————— 榎 谷 進 一君

午後9時00分開会

○委員長（藤原 正伸君） おはようございます。お盆の準備がある中で御参集いただきまして、大変ありがとうございます。このようなタイミングで会議を組んだことの御批判はあるかとは思いますが、半日ですので、よろしくお願いしたいと思います。

これから、第12回朝来市議会政治倫理審査会を開会いたします。

初めに、日程についてお諮りします。

日程につきましては、本日1日限りにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） 異議なしと認めます。

朝来市議会政治倫理審査会については、本日1日限りとすることに決定しました。

それでは、ただいまから令和6年5月1日付審査付託につきまして、付託第28号、29号、30号につきまして、結論に向けて整理をしていきたいと思っております。

前回は、いわゆるフロー図等の絡みで調査をしましたけれども、29号、30号に主に関わってくる部分だと思いますので、後ほど、そこのところも触れていきたいと思っております、全体として28号の整理にかかっておりましたので、まず、28号のほうからちょっと思い出していただきながら整理したいと思います。

付託第28号は、令和5年12月25日の本会議での発議第11号、朝来市小規模企業等振興条例制定の審議における発言についてでございます。

皆さんが今まで整理していただいた中では、大体3つの部分、発言3つの部分があったと思います。議事録、全部はちょっと読みませんけれども、「ちょっと今よく分からないことをおっしゃったんですが」というところから始まる議会の報告について、前委員会で全会一致で内容が確認されて云々という、議員の資質もどうなのかという結論に至る部分、これが1つでございます。

それから、もう一つは、パブリックコメントを実施したその内容につきましてですね、ちょっと整理してかかりましようかね。1つ目の委員の資質もどうかという部分なんですけれども、委員の資質もどうか、言葉自体の強弱については、多少皆さんで受け取り方が違ったようなところが御意見の中にはあったかとは思いますが、ただ言葉を素直に取りますと、委員としての適性や能力の欠如を批判している言葉になるかとは思いますが。ですので、今まで倫理基準の該当性を客観的にどう判断していくかということで皆さんで議論していただいた物差しを、この問題に当てはめて思考するようとするときには、このようなこの批判的発言が単なる個人攻撃ではなくて正当な議論の一環だと認められるためには、その相手の適性や能力を疑うべき具体的な根拠が存在して、その根拠が第三者から見ても、なるほど合理的だと、そういうふうに客観性が認められる、そういうことがなければいけないかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。その辺の基準取りはよろしいでしょうかね。

皆さんこれまでその根拠に当たる部分についていろいろと議論をしていただけてきてます。意見をいただけてます。その根拠になった部分が正当かどうかということについて議論をいただけてます。

前回は、この、そうですね。

それから、ハラスメント。パブリックコメント、パブリックコメントの実施に関する部分では、パブリックコメントを実施した後に、当初の案文が変更されたことに対して、それがその問題を主張で提起されておまして、具体的には、パブリックコメントを行った内容が変更されると、市民に対して議会や委員会が不適切である、もしくは勉強不足であるという誤解を与える可能性があるというふうな発言でございます。

また、議会は立法府であり制定した条例や手続を遵守する義務があるため、パブリックコメントを経ずに、内容を大幅に変更することは問題であると、こういう主張がされております。この部分の評価を今まで議論していただけてきております。

それから、3つ目としては、パブリックコメントの実施規定を見たら一目瞭然で、修正を行ったときには公表する義務が発生していると、この部分に関するくだり。それから、パブリックコメン

トを実施したのは議長であり、議会の行為として議会全体がその責任を負うんだと、こういう内容の主張もございます。

そして、最後に、産業建設常任委員会の会議録を見て確認したところ、松井議員のほうから、条例を改正するかしないかを含めて正副委員長で御検討くださいと、こういう委任がなされているという部分の主張でございます。

この辺の正当性をずっと議論していただいてまして、これらの内容について、先ほど申しました客観的に誰が見てもそれはなるほど合理的な根拠だと言えるのであれば、先ほどの議員の質もどうかという批判は、単なる個人攻撃ではなくて正当の議論の一環であると、こう結論づけていいのかなというのが今までの議論の流れかというふうに考えております。ここまでよろしいでしょうか、はい。

それで、前回おおよそ意見表明を一応一通りいただいております。個々に思い出していただきたいんですけども、たくさんいただいた方も、横尾委員のほうからは、28号に対する補足意見1と、それから政倫審28号、松井案件の審査意見ということで、2つの意見書を文書で提出していただいて読み上げていただきました。その後皆さん内容を確認していただいておりますので、内容については御承知いただいていると思います。

結論としては、松井議員に対する著しく名誉を毀損する発言があったということで、倫理条例に違反する行為であるというふうな理解をしているという御主張でございました。

それから、これも、これ長いのは、これは加藤委員の方からは、大変長い意見をいただきまして、名誉毀損の事実は認められるけれども、その名誉毀損、その行為が名誉毀損として政治倫理違反となるかということは、また別の要件があると、こういう御主張であったかと思います。

どういう要件かということ、一旦故意という話がありましたが、これは後に撤回していただいておりますのでよろしいかと思いますが、真実性ですね。真実性があれば、一定名誉毀損の事実が生じたとしても、倫理基準違反にはならないという基準を提示していただいております。

その上で、先ほど申しました委員の質もどうかということについて検証をしていただいてまして、1つ目は一貫性、意見の一貫性につきまして、これ少し当初のお考えとは少し違ってきたかなということも感じられるんですけども、委員長と吉田委員との意見の対立構造の中で、最終的にはどちらの主張も間違いではないということから、真実性は認定できるということ。

それから、パブリックコメント手続に関しましても、当局のほうで確認したところ、条例の規定上は修正することは問題ないけれども、実際の運用上はそうにはやってないといえますかね、パブリックコメントしたらもうあんまり修正はしないような運用をしているんだということで、これもまたどちらの言い分も間違いではないと。

それから、3つ目に、全権委任の件に関しては、これは、多少新たな論点というか視点がでてきたかと思うんですけども、委員会発議に関して採決せずに委員長、副委員長に一任しているというところがプロセスとして誤っているので、この指摘は真実だと、こういう御主張だったかと思えます。そういう全体的な中から、真実性が認められるので倫理条例違反にはならないと、こういう

結論をつけていただいたかと思います。

それから、嵯峨山委員のほうからは、産業建設常任委員会が委員が変わってからの運営については、運営に全く問題がないということは、この委員会審査会でも確認が取れていると。会議録を見ると、この条例の成立に向けて委員の方は一生懸命取り組まれていることが十分理解できるので、約束をほごにするとか委員の資質はどうかということについては、根拠を持たない侮辱した発言であると、こういうことで名誉毀損にも当たりますし、なおかつケーブルテレビ放送がされているという会議の現場で、このような行為、主張することはハラスメント行為にも当たると、こういう御意見でございました。

それから、副委員長のほうからは、副委員長は現場におられた関係で、この委員の資質もどうかという言葉は、新旧通じて委員である3人に浴びせられた言葉と理解をしているので、当然、松井委員に対する言葉でもあると。なおかつ内容は、辛辣な言葉でハラスメント的であるというふうに理解しているというふうにな御主張があったかと思います。

それから、淵本委員のほうからは、吉田発言の全体には確かに松井議員という固有名称が出てくるとは、今回問題とされている議員の資質の件と、それから丸投げ議員に関わる部分については、直接松井議員がそうだと断定した言葉にはなっていないので特定されてないと、したがって名誉毀損の要件を欠くと、こういう御主張でございます。

大体、前回、前々回か、前々回まででお聞きした内容、そのほかにも細かい部分はたくさん御意見いただいておりますので、最終的な報告書の中では採用させていただける根拠になるところはどんどん取り上げていきたいと思いますが、大まかに整理をさせていただくと、このような内容に28条は来ていたかというふうに思います。

それぞれの御主張に対する見解であるとか、それから御自身の主張に対する補足であるとかいうのがございましたら、お聞きをしていきたいと思いますがいかがでしょうか。

横尾委員。

○委員（横尾 正信君） 若干意見書で文章にまとめておりますので、それはもう既に提出しております。

この間いろいろ考えるんですけども、この委員会に関心を持たれている市民の方から、以前の市民の声ですか、投書がありました。その中で、この審査会の結論がある意見交換、そしてその結論が朝来市の倫理条例の基準、今後の基準になると、だから、非常に重要な意見交換と結論なんだという意見がございました。私それを読んで、それはほんまにそうやかと、この今議論している意見交換とこの委員会が出していく結論が、文字どおり朝来市の政治倫理条例の基準といいますか、内実を決めていく魂になっていくと、そういう重要な議論をしているんだなということをその意見でつくづく感じました。

したがって、この間、第2次の政倫審でもそうですけれども、やはり単に賛成か反対か多数決だとかいうようなやはりレベルではなくて、かなり本当に真剣な議会の政治倫理をかけた意見交換と結論、これ本当に大事なんだなと。委員長がそういう形で、前回もそうです、今回もそうですが、

なるべく全会一致といいますかね、1つの意見にまとまっていくような、つまりそれが基準になるわけですから、そういう運用については非常に賛成してきております。

その中で、したがって、今回いろんな意見ございますけども、やはりそれぞれの発言には、発言といいますかね、意見については責任持ってエビデンスが必要だろうということで、今回若干厳しい意見にはなりますけども、意見、若干提案しておりますので、御参照いただきたいと思います。

8月本日付で意見書を出しております。

これ28号と30号と両方出してるんですが、今回28号について取りあえず述べさせていただきたいと思いますので参照ください。

当局、事務局からこれ読み上げていただけないですか。

○委員長（藤原 正伸君） 本日のフォルダの中にて意見書を入れていただいております。区切りが分かるのかな。ちょっと待ってくださいね。

28号と30号とありますので、それでは、事務局、28号、意見書の4ページまで、読み上げていただけますでしょうか。

宮元局長。

○議会事務局長（宮元 広司郎君） 資料、本日付で出されております意見書ということで、今回、引用資料のほうにございますので、ちょっと委員さんしか御覧いただけない状態かと思えますけれども、この読み上げをということでありますので読み上げさせていただきます。

28号の部分、4ページまで読ませていただきます。

意見書、横尾正信、令和6年8月13日。

渕本委員の政倫審審査意見と問題点について。

今回の政倫審での渕本委員の意見は1件のみ黒判定。その他2件は、吉田議員の言動は条例違反はなし、というものである。それらの判定の根拠は、どの程度エビデンスが担保されているのか、一度しっかり検証してみた。

というのも、昨今の市議会の会議において、また政倫審の会議において特にそうなのであるが「言論の自由」の名の下に、無責任な発言が横行している嫌いがあるからである。改めて、「議員の発言には説明責任がある」「議員の発言には常にエビデンスが求められる」ことが常識であると再確認したい。

1、28号案件（松井議員請求）に対する渕本委員の審査意見。

①今の日本の司法では、差別行為に対して、その人個人が差別されたという識別情報がないと成立しない。名誉毀損についても同じ。識別情報がないのに、今回政倫審が拡大解釈をした場合は、反訴されたら耐えられない。慎重に対応すべし。

5月16日、第2回会議の27ページです。

②「第2回の会議で訴えの対象部分は下3行だと認定された。したがって私はこの下3行に限って発言をする。」

「この部分には、訴えにあるような特定の議員を名指しした文言はない。前段にあるという意見

もあるが、この3行が該当部分だとみんなで確認したのだから、限定することが必要。ここには識別情報がない。したがって「訴えに相当する」という根拠がない。後日裁判になったら非常に不利だ。政倫審も批判される。下3行部分においては、侮辱と断定するには至らないと考える。」

6月20日、第6回会議、12ページです。

③「議員に対する名誉毀損という裁定には極めて慎重にという立場である。」

吉田議員の全体には松井議員という固有名詞は出てくるが、ごめんなさい、吉田発言の全体には、松井議員という固有名詞は出てくるが、議員の資質、あるいは丸投げ議員という件で松井議員だと断定してはいない。したがって、名誉毀損までは至らない。

7月11日、第9回会議、28号白判定意見、22ページです。

③番、嵯峨山議員から「丸投げ議員の指摘は松井議員に間違いはない」との指摘に「私の意見は変わりません」と回答。

同23ページ。

次、④番「それぞれ自分の意見を述べたので速やかに採決に入ってください」

同26ページです。

次のページ、つまり、「丸投げ議員発言は松井議員を特定していない」という自分の考えは変わらないと言っているわけであるが、その理由を問われても答えていない。「特定していない」と考える根拠は一切示さずに「速やかに採決を」というのでは、審査委員の公正さを疑われても仕方がない。

(2) 番、28号案件、渕本審査意見は意見として通用しない。

①「識別情報がない」が主要な論点。

渕本委員の主張の第一の論点は、「識別情報がない」という点である。

つまり、「資質が問われる」とされた対象は松井議員と断定できないということである。これは事実か。事実ではない。吉田議員の当該発言の対象は、産建委員会の前委員、松井、水田、日下の3人に特定されていることは間違いのない事実である。松井議員だけに限定して問われたわけではない。特定の3人が「その議員資質」を問われたのである。断定された3人のうちの1人が松井議員である。つまり、松井議員は断定された議員の1人である。したがって、渕本委員流に表現すれば、「識別情報」は明確に存在する。以下である。

注、「・・・この前委員さんは日下委員長、水田議員、松井議員がいらっしゃった。これらの方は、前回の意見で賛成されているはず」

これは12月25日、議事録4ページです。

「下3行の中に松井議員の名前がない」から「識別情報がない」などという勝手な論理は通用しない。「みんなで下3行に限定した」というがその事実はない。勝手なでっち上げである。議事録の当該箇所を示されない限り、この意見は成立しない。示せなければ虚偽に基づく見解とみなされる。

注、「・・・ましてや同じ委員さんが1か月も経ずに内容の変更を認めると。そして決まったこと

をほごにしてしまうということは、これは委員の資質もどうなのか。・・・」

同議事録4ページ。

上記（注）が渕本委員の言う「下3行」であるが、この箇所において「同じ委員さん」とあるのは誰を指しているのか。日下、水田、松井委員のことである。この部分においても「同じ委員」という表現で、松井議員であることが特定されている。

②「名誉毀損にまでは至らない」

「名誉毀損にまでは至らない」という論拠は、「当該発言が特定の個人」に向けられたものと断定できないということである。もう一つあるとすれば、「発言は乱暴な言葉、無礼な言葉に該当しない。」というものか。しかし松井議員は、吉田議員の「発言の内容」が自身への「侮辱であり、名誉を毀損」しているとされており、言葉遣いが乱暴、無礼だからと訴えているわけではないので、この点は最初から論点にはならないことを確認しておく。

いわゆる「丸投げ議員」の対象が松井議員であることは断定されていないという論拠はどこか、説明できずにはこの意見は通用しない。さて、論拠はあるのか。

注「松井さんが侮辱だとおっしゃいますが、会議録を見させていただきました。そうすると、松井議員のほうから提案がございました。・・・この条例を改正するかしないかを含めて、正副委員長で御検討ください」という発言でありました。「その条例を改正するか、改正しないかを含めて正副委員長にお願いしますとこのように発言されています」

これは12月25日、議事録8ページです。

上記の（注）を読む限り、いわゆる「丸投げ発言をした議員」は「松井議員である」と、吉田議員によって、はっきり名指し、断定されているではありませんか。にもかかわらず、あえて「丸投げ議員という件で松井議員だと断定していない。」というなら、その証明が必要である。それができないなら、この意見には根拠がないので撤回されるべきであろう。

結論からいえば、吉田議員は「資質が問われる」のは松井、水田、日下議員であると断定しているし、「いわゆる丸投げ議員」は松井議員であると断定している。ゆえに、「倫理条例違反ではない」という理由に「断定されていないから」とすることはできない。別の論拠が必要である。

また、「丸投げ議員」批判は誇大に表現されて、事実ではなく、ケーブルテレビで中継されていたことを考慮すれば、松井議員が述べているように大きく「名誉を毀損されたことは事実」としか言いようがない。

「名誉を毀損されたとまでは言えない」という客観的な根拠を示すことが渕本委員の義務である。地元に戻って「丸投げ議員」とやゆされたことは、名誉毀損の結果ではないのか。なぜこれが「名誉毀損とまでは言えない」のか。名誉毀損とまでは言えないのか。

③「名誉毀損の認定は難しい。裁判で反訴されたら争えない」

渕本委員の「名誉毀損」に関する認識は以下のものである。

「そもそも名誉毀損というものは、裁判においても厳密に断定され、起訴率も低い。我々法律のプロでもない議員が名誉毀損について議論しているので、慎重な議論が必要である。」

要は、万が一反訴されても勝てるような厳密な「名誉毀損」の認定ができない限り「名誉毀損」は認められないという主張である。その認定は、我々素人には無理だと。

しかし、一方では倫理条例の解釈において、「李下に冠を正さず」として「議員は高い倫理性を求められているので」疑わしきも倫理条例違反とする立場を前回の政倫審措置についての反対討論、3月28日、本会議79ページ、で表明されている。

今回の案件は、本人はもとより多くの委員が「名誉毀損」を認めている。つまり、十分に名誉毀損が疑われてしかるべき案件であると言える。疑わしきは条例違反が渚本委員の主張される姿勢である。この場合において渚本委員の選択するべき判断は明らかではないかと思うがどうか。そうでなければ、渚本委員は、被審査議員の違いによって「審査基準」を変えているのかと疑われてしまうだろう。そしてこのような疑いを持たれるようでは、審査委員としての自身の公平、公平性が問われるのである。

また嵯峨山議員から指摘があるように、「丸投げ議員」として批判されたのは松井議員であることは間違いなく、その指摘に対し「松井議員に特定されていない」と反論するなら、確かな論拠を示すべきである。「私の意見は変わりません」というのは勝手だが、変わらない理由を丁寧に説明する義務がある。また同僚委員の質問に「答える義務はない」というのが、この間の渚本委員の口癖になっているが、委員間の質問にはできるだけ丁寧に答える義務はあるのである。「言論の自由」は当然尊重されるが、無責任な言いつ放しの自由は許されない。自由には責任が伴う。特に今回は「議員の倫理」を扱っており、お互いに厳密な交渉に基づく言論が求められている。何か勘違いをされていないか。

以上です。

○委員（横尾 正信君） ありがとうございます。

以上が私の意見でございます。

28号についての渚本議員の審査意見には、エビデンス、根拠が不足しているのではないかと。根拠がないのであれば、撤回あるいは別の論拠を示すべきであるということでございますので、この件につきまして、渚本委員の御意見を再度伺いたいと思いますが、これは私の意見でございます。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） 先ほど私がまとめとして申しました中で、渚本委員の意見も紹介させていただいておりまして、その意見に対する反論といいますか、討論であろうかというふうに思いますが、今、今日出されました。この前の加藤委員と同様、この場で御対応いただける部分が渚本委員ありますでしょうか。

渚本委員。

○委員（渚本 稔君） 十分時間をかけて精査したいと思いますので、しばらく時間をください。

○委員長（藤原 正伸君） 一応横尾委員からの問題提起ということで、今、委員会の中で発言があったということで、これに関しては、また渚本委員のほうから御意見をいただくということにしたいと思います。

加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） 1つは、この前段として横尾委員が言われたことについて、ちょっと委員としての考えをお聞きしたいんですけど、横尾委員が前段で言われたのは、この政治倫理審査会というのは今後の基準になっていくだろうと。したがって全会一致を目指すべきだ。したがって全てここの委員にしっかり責任、説明責任を果たしていただきたいという御主張だったと思います。

私も基準になるということと、責任、説明責任を果たすべきというところは、賛同するんですが、全会一致を目指すべきなのかというところについては、少し疑問を持っております。全会一致じゃなきゃいけないってのは少し危険な感じもしますが、委員長、その辺のお考えいかがなんでしょうか。

○委員長（藤原 正伸君） 私は冒頭から、会議の当初からですね、全会一致、これを実際には、実際に目指しております。そのために意見交換を十分にし、そして討論もしっかりしてほしいというふうに思ってます。

私、第2次の政倫審にも関わりました。そのときもやはり同じ気持ちではあったんですけども、あのときはですね、倫理条例の3条1項3号の構成要件、該当性を論じればいい審査会でした。それですので、一定基準がはっきりしてるわけですね。この構成要件に該当するかどうかということが明確ですので、その部分で該当の成否を論じていただいたわけですけども、協議によってそこをお考えを変えていただくという余地が、ある意味そんなにはないわけですね。構成要件というのは明確に、これは当然要件可能性が必要ですから、一定程度明確に定まっております。ですからその内容を解釈によって考えるという部分はそれほど自由な余地はないと。ただその該当性を判断していくと。その判断は、当然ながら、常識的な判断ということになりますので、そこで異論が出たらそれ以上追及のしようがないといえますかですね、いう状況でございました。ですので、全会一致は当然目指しましたが、一定程度議論が進んだ段階で、異論があれば、これはもうそのままやむを得ないと、多数決による裁定というのもやむを得ないという判断をしておりました。

今回の場合は、これもまた冒頭に申し上げたんですけども、3条1項1号という規定の性質上、構成要件の内容が明確には定まってないと。そういうわけで前回でしたか、その内容について客観的な基準を定立するための一つ表を示させていただいて、解釈論をさせて、お聞きいただいたと、皆さんで考えていただいたと、そういう部分がございます。

これは、前回の政治倫理審査会するときにも市の法制の担当者からも御意見がございましたとおり、3条1項3号は、今申しましたように、割合構成要件が明確に定まっているから、判断というのはその該当性を判断すればいいんでしょうけれども、3条1項1号のような抽象的な解釈の場合には、できるだけ共通理解が得られた中で運用していくほうがいいというお話もいただいております。

そういうこともございまして、3条1項1号の構成要件の中身についても、大分時間をかけてお考えもいただいております。基本的には、そこの中身の理解のまず共通認識が重要で、もうそこから全会一致というところの認識をしております。ですから、その部分で全会一致に至らなければその基準は採用できないということでございます。

ですから、今日もちょっと触れさせていただきましたように、そういうような形で皆さんの御意見の全会一致にある、全会一致に至れる部分を積み上げてきた中で、例えばこの 28 号についていえば、この言論が個人攻撃ではなくて正当な議論の一環として認められるためには、相手の適性や能力を疑うべき具体的な根拠が存在することと、その根拠が独善的なものではなくて、第三者から見ても合理的だというふうな客観性が認められる必要があるんじゃないですかという、そういう基準でどうでしょうかということ提示させていただきました。

これが今日提示させていただいて御意見を伺って、この部分も全会一致でなければ、これは適用利用ができないと、そんなふうな思いであります。

ここまで来て、ようやくその 3 条 1 項 3 号レベルまで落とし込めてきたというふうな理解をしておりますので、あとは、この先は前回第 2 回の政倫審と同じぐらいのレベルの全会一致を目指すという認識であります。

御理解いただけましたでしょうか。

横尾委員。

○委員（横尾 正信君） 私の見解は申し上げましたように、この委員会はなるべく全会一致を目指すべきであるという委員長の見解に賛成であるということが 1 点は、しかしながら、全会一致でなければならないとは思っておりません。

つまり、言いたいことは、最終的に全会一致にならなくて意見が割れたとしても、その反対意見がきちんと倫理条例の議論のレベルに達している。そのことが大事だろうということでございます。ですから賛成、反対割れたとしても、両方の意見がそれぞれきちんとしたエビデンスに基づいた、それぞれに納得できる意見であるべきであると、そのことを申し上げているわけでございます。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） 横尾委員は、前々回の終わりのときにも同様な意見を表明していただいております。会議録を昨日も読ませていただきまして、もう一度復習をし反省をしたところでもあるんですけども、今おっしゃったとおりの意見はやはり述べられております。

加藤委員の先ほどの御質問にまた戻りますけれども、3 条 1 項 3 号の場合は、そのまま置いておいても、後々基準はそんなに不明確とは言えないだろうとは思います。ただ 1 号の場合は、先ほど申しましたような理由から、その時々解釈によって振れ幅が出る可能性が非常に大きいですね。そういうことをやっぱり、例えば初めて取り扱う今回の会議からなくしておく必要は、これは手がけたものとしてはあるというふうに思っております。だから後にこの件を扱う委員会なり審査会が、苦勞せずと言ったら変ですけども、安心してその客観的な判断ができる材料はここで残さないといけないと。それが最もいいのは、当然ながら全会一致の判断による結論であるというふうに考えております。

重ねてになりますが二重の意味で、前々回やっていただいたその規範定立部分については、これは 100%全会一致と考えております。100%全会一致にならないと、この規範は定立できないということで、それは説明させていただいて、皆さんからも御異論がなかったところなので、そこまで

は来れているというふうに理解しております。

あとは、その規範への当てはめと評価の問題で、この件については、当然ながら、前回の政倫審、第2次の政倫審と同様なレベルにおいて、全会一致を目指しているというところでございます。

今、横尾委員のほうから責任を持った発言ということもございましたけれども、前回、第2次の政倫審もそうでしたですけれども、意見は全て漏らさずに議長のほうに報告したいというふうに思っております。ですので少数意見もきちんと報告書の中に留保していただくという思いでおります。そのためには、今横尾委員が言われたとおり、審査意見としてのレベルを保っていただいて、御意見を残していただきたいと、それが賛成意見でも反対意見でもどちらでも区別なく、そのように考えておりますので、御理解いただきたいというふうに思います。御協力をいただきたいというふうに思います。

答えになりましたでしょうか。

ではそのような方針で、何度も何度もゴールしたように見えてまた戻ってみたいなことを繰り返しておりますけれども、そういう思いで運営させていただいておりますので、何とぞ御協力をいただきたいと思います。

28号に関しまして。

加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） 7月16日に横尾委員から、本件につきまして、私の議論に対する意見というのが提出されています。それに対して、私そのときに答えられなかったので宿題にさせてくださいというふうに言われて、まだその回答をしてなかったと思うんで、それについての私の意見を述べさせていただいてもよろしいでしょうか。

○委員長（藤原 正伸君） ちょっとお待ちください。7月16日ですね。

宿題が残っておりました。

○委員（加藤 貴之君） すみません、一月ほど前。

○委員長（藤原 正伸君） はい。パブコメに対する。

○委員（加藤 貴之君） この件です。

○委員長（藤原 正伸君） これは、でも、一部、そうですね。

○委員（加藤 貴之君） ちょっとみんな思い出してください。

○委員長（藤原 正伸君） 多少御意見はあったかとは思いますが、はい、どうぞ。

加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） すみません、皆さん記憶をたどりながら考えていただきたいんですが、まず、横尾委員のほうから吉田議員の発言を分類されました。2種類に分類されました。

1つ目は、パブコメ後の意見に基づかない修正変更は認められない。つまり変更に関する議論で、2点目がパブコメ後の修正は、その理由等も含めて公表しなければならないと、公表に関する議論であると。横尾委員が言われたことは、加藤は①の変更に関する議論をずっとしていると、ただ実際2月10日の産建委員会の中では、②の公表に関する2月10日、失礼、2月10日じゃない、12

月 25 日の議会ですね、失礼しました。12 月 25 日の議会では、吉田議員は、公表に関する議論のほうに非常に重きを置いている。加藤は、その②の公表に関する議論を全くしていないので、加藤議員の審査態度は公平でも中立でもないのではないかというのが、横尾委員の趣旨だというふうに思います。

まず、数の話をすると、具体的に議事録を読んで確かに、後半特に公表に関する話が重点的になっていて、数、ボリュームとしては公表に関する議論が多いのかなというふうに思います。ただ、私がおもうのは、やはり実際にこの発言が名誉毀損となる発言に関係しているかどうか、それが問われているのではないかなというふうに思いますので、変更という、変更に関する議論が大事だというふうに考えています。すなわちですね、12 月 25 日の議事録をもう一回読み返していただきたいんですが、議事録の 8 ページで、名誉毀損となる発言は、「この委員会や議会が間違っている、不適切もしくは勉強不足」というのが、名誉毀損となる発言でありました。これの前を読みますと、「この案文でいいですねという確認を取って、それをパブリックコメントに市民の方に付したと。そうすると市民の方はそれに対してパブリックコメントを回答しているわけですね。その回答で結果を経てパブリックコメントを成案として回答するんであって、パブリックコメントをかけた内容が間違っていたということになると、この委員会や議会が間違っている、不適切もしくは勉強不足、このように市民の方は理解すると思います」と書いてある。つまり、パブコメ後に変更したということに対して、吉田議員は批判をしているわけです。

また、委員の資質もどうなのかという別の名誉毀損発言についても、「同じ委員さんが 1 か月たらずに、内容の変更を認めると。そして決まったことをほごにしようということは、これは委員の資質もどうなのかと」これに関しても、公表ということではなくて変更について述べていると。

また、横尾委員は、「変更に関してははっきり明言している箇所はない」というふうに述べていますが、まさに今私が述べたところで明言をしているのかなというふうに私は思っております。

また、横尾委員はこの②が大事だというふうにおっしゃっているんですが、①についての見解も(4)で述べられています。これによりますと、パブコメ後の変更は駄目という加藤議員の主張も正しいわけではないというふうに述べられています。

これについては、やはり、なぜかというパブコメの規定上、変更することは許されると、そういうふうに当局の 7 月 6 日の企画総務部からの回答に書いてあると、パブリックコメント実施後の変更は許されるので、許容されるので、それを批判することは適切ではないんだということですが、それと同時に、やはり当局のほうもパブリックコメント案の修正を自発的・追加的に行うことは、そもそも制度案が整わないまま実施したものと解されないというふうな見解も示しています。したがって、あまり望ましくないということですが、これについても吉田委員の発言、つまり「パブリックコメントをかけた内容が間違っていたということになると、この委員会や議会が間違っている、不適切もしくは勉強不足、このように市民の方は理解すると思います」これと全く合致しますので、どちらとも言えないというのが事実かなというふうに思います。

また、②のほうの公表に関してですが、私は確かに述べておりません。それは発言、意見として

足りなかったのかなというふうに思っています。これについては、やはり、吉田議員が12月25日の議事録の10ページで発言されている、パブリックコメント規定の7条2項の解釈は間違っているというふうに私も思います。吉田議員は、この解釈は間違っているというふうに思います。

つまり、第7条の1項で提出された意見を考慮して政策等の意思決定を行うものとするを書いてあるのに、吉田委員は提出された意見じゃなくてもとにかく公表しなければいけないんだというふうにおっしゃっていますので、それは、解釈は違うというふうに思います。

ただ、やはりこの発言が直接名誉毀損となる発言に結びついておりませんので、私のほうでは重要性は低いというふうに考えております。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） 嵯峨山委員。

○委員（嵯峨山 博君） このパブコメに入る前の議論になるんですけど、私は。この条例改正があたかも大きな変更をしたという印象をつけてる発言があるんですね。それでパブコメをしなかった、公表しなかった。前の3人はどうなんだっていうような、ここにつながっていつているというふうに私は思ってます。あたかも条例案を修正したことを悪く印象づけて、内容を大きく変更したっていう、あんたら決めたのに何でこんな大きな変更して、パブリックコメントしいひんのっていうような、この文面から見ると、私はそういうふうな解釈をしています。

そのパブコメに入る前の条例案の修正についても聞き取りを行うと、そんなに大きな修正ではないんですよ。だから、内容が大きく変わるような重大な修正ではないということを確認してますから、そういった、何ていうんですかね、印象づけるような発言というのが、僕はもう既に虚偽に向かっていつてるのではないかというふうな印象でおります。

はい、以上です。

○委員長（藤原 正伸君） 軽微な発言、軽微な変更だということは、この審査会も一致で確認をしました。その点は確認してますね。

横尾委員。

○委員（横尾 正信君） もう既に、前の意見書でも、私明確に述べているんですけども、もう一回確認します。

パブコメ後の変更、確かに今回変更がありました。委員によっては、大きな変更だと、吉田議員は大きな変更だとおっしゃってますし、我々は小さな変更だという評価してますけど、このパブコメ後の変更が、吉田議員は大きくは批判されてます。先ほど、加藤委員が当局に意見聞いたら、パブコメの変更は原則としてあるけれども、しかしそういうようにならないように我々はちゃんと準備してやってると、こういう回答があったということでございます。

これは前回申し上げました。今回の産建委員会におけるパブコメ後の変更は、これは、松井、水田、日下、旧委員の責任ではないと、産建委員会のその3人の委員の責任ではありませんよ。これ一般論ですよ。つまり、委員会都合によって変更せざるを得なかったんですよ。そうでしょう。パブコメをしました。そのときの委員会は、委員は6人です。しかしパブコメの回答が返ってきたと

きには、そのうちの3人はいません。新しい委員が3人入っています。新しい産建委員会にパブコメの結論はもたらされました。そして新しい産建委員会の新しい3人の委員は、パブコメの結果について責任を持っておりません。条例案について、反対意見も賛成意見も修正意見もできます。そういう状況の中で、パブコメが行われた。つまりこれを申しあげました日程の管理ミスなんですよ。委員会が責任持ってパブコメするならば、パブコメが返ってきた時点でパブコメをかけた委員会がそこに存在していなければならないんですよ。それが返ってきたときには、もうその委員会はいない。新しい委員会になってる。この委員会の特殊の都合によって、新しい委員が修正案を提案した。これは権利がある。正しい権利ですよ。それを委員会としてどう解決するんですか。

つまり、ここは認められない限り、この案は認められないんだという新しい新産建委員がおっしゃって妥協しなかったら、これは否決になる可能性もあるわけですよ、あったわけですよ。そこで旧委員は、否決になるよりはという形で議論を尽くして、小さな修正だからということで応じて、全会一致の条例案にまとめたんじゃないんですか。

したがって、日程都合はね、これは委員会の責任ですから3人の委員に責任あるといえはありますけども、しかし、客観的に見て、そうした都合によって、つまり日程管理上のミスによって修正が起きた。当局にはこんなことありませんよ。当局は一貫して当局ですからね。しかし、当局はそうでしょう。議会においては議会の特殊事情によって、そうしたことが起きてしまったわけですよ。

その最も被害の少ないといいますかね、合理的な解決という形で一部の修正という形で、全会一致に持っていかれたんじゃないですか。これは評価すべき旧3人の委員の行動ですよ。非難されることは全くありません。

それを非難する、つまり非難する、妥協をするな、初心を貫徹しようということであれば、条例提案に至ってませんよ、可能性としては。それでいいんだと、吉田委員はそうおっしゃってるんですかね。そこはよく分かりませんね。妥協は正しかった。つまり新しい委員の発言の権利、修正案の提案の権利というのは当然あった。

何度も言いますが、そういうことなので、パブコメ後の変更について、クレームつけたり批判したりする立場には、吉田議員は一切ない。つまり日程管理のミスを引き起こしたのは本人でしょう。8月に提案したんです、いきなり。そのことが引き起こした日程管理ミスじゃないですか。自分の責任じゃないですか。それを人に責任を押しつけてね、自分だけが正しい、こんな態度は絶対に許せませんよ、ということなんです。だから、そういうところをしっかりと理解してほしい。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） いかがでしょうか。

加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） おっしゃるとおり、委員会のメンバーが変更したという極めて特殊な事情があります、条例の審査調査中にですね。これは基準も前例も規範もないわけですし、当局にはあり得ないという状況だというふうに思います。

そんな中で、だから何が正解、何が間違っているというところもないわけで、したがって全ての

意見については完全に間違ってるとも言えないし、完全にこれが正しいという正解はないので、それを議論をしているという、そういう最中なのかなというふうにこの日は思います。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） 横尾委員。

○委員（横尾 正信君） これは倫理を問題にしています。吉田議員が、パブコメ後の変更、そうした事情があるにもかかわらず、3人の委員に対して批判する。パブコメの変更について批判することは、倫理上どうなんですかという問題ですよ。吉田議員に大きな責任があるパブコメ後の変更の事態じゃないですか。そのことを自分の責任は棚に上げて、3人の委員に議員の資質がないなどというかなり強烈的な批判を行うことは、議員として、同僚の議員として倫理上どうなんですかということですよ。どっちが正しいとかね、もちろんそういう問題ありますよ。はっきり言って正しくないですよ、吉田議員の態度は間違ってます。倫理上全く問題ですよというふうに考えるしかないじゃないですか。自分がその立場、批判される立場になったら耐えられませんよ。絶対訴えますよ、許しませんよ、そういう無責任な発言。あんたのせいじゃないかと、言いますよ、私は。あんたが、あなたが8月に、本来なら3月頃から準備して、9月議会で採決を持っていくためには3月頃から準備しなきゃできませんよ。それを8月に提案してですよ、9月には委員会終わるんですよ、9月末には。そういうめちゃくちゃな日程管理を誰がしたんですか。そのことの自己批判も反省もなく、全てを3人の委員に押しつける。公然と本会議でしかも批判する。こんなことがね、1人でもそれもあり得るといような議員がいれば、私はその議会は本当におかしいと思う。誰が考えてもおかしいですよ、許せません。これは私の意見です。

○委員長（藤原 正伸君） いかがでしょうか。

副委員長。

○副委員長（水田 文夫君） ちょっとほんなら皆さんの意見を俯瞰して、上から見たような形でまた私の考え方を述べさせてもらいたいと思います。

私も委員長と一緒に、全員一致で行くべきであるし、加藤委員や横尾委員が言われることもよく分かります。ただ政治の世界っていうのは、やはりどう考えていっても、朝来やったら朝来市民のためにあるものですし、その活動をしなくてはならないと思うんですよ。ただね、こういうふうに人を中傷したりするということは、よくあります。もう全く今のアメリカの大統領選挙がそのもので、あれは自分たちのために分断を図ろうというような考え方の意見じゃないかなと思うんですよ。ただそこには国民であったり、住民というのはなかなか抜け落ち、入ってこなくて、本当の政治なんかなと思って私はよく見てるんですけども、あえて私はこういうのは、あくまでも委員長が言われるように、全員でやはりきちっと整理をして結論を出したいということで言わせてもうとるんですけども、本当に市民からもたくさん意見を聞いてます。

先日も行政相談委員さんが議会に投稿してくれておりましたけども、行政相談委員さんも、今の議会はこうなってるのというような形でたくさんの意見を聞いてくれているようです。ですから、僕、政策論争については、はっきり言いますが、政策論争については、会派であったり、そ

った数の力が動いてもいいと思うんですけども、こういうふうに百条であったり、政倫審というものは、そういうものを抜きにしてですね、やはり自分の心の物差しでやはりはかつていくべきだと思うんですよ。ですから、そういった基準というんですかを、この政倫審の形としてつくっていかないとなかなか理解は、市民に受けてもらえないと思うんです。ですからきちっとした結論を出すことは大事なんですけども、ただその過程においてやはり全員がなるべく意見を一つにしていくという審査が必要ではないかなと思います。

ちょっと私もいろいろ聞いてて、吉田議員が分断を謀ったというような気持ちではないんですけども、ただ、そう産業建設常任委員会の中にずっといて、彼が提案したことずっと流れの中でこの一件が起きてきたんですけども、ただ、よく名指しされてます日下、松井、水田も、本当に吉田君が言うたときに、こいつ何言っとんやなと思って、思ったようなことです。やはり僕の尺度でいえば、本当に怒りたいんですけども、怒ってどうのこうのという部分よりも、やはりきちっと中小企業との関係の条例を制定させるというのが先決であって、そこで止めることもできなかったし、というようなことがあります。

ただ、何度も言いますけども、この委員会というのはきちっと整理をしなくちゃいけないんですけども、何回も委員長が言われているように、なるべく全員が一つの意見になるように話し合ってもらいたいと思って、横で聞いております。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） ありがとうございます。

心強いお言葉、基本的にやっぱり議論の背景というのは多分理解をしておられるんだと思うんですよ。あれだけの経験を持っておられる方ですからね。だから、にもかかわらず市民に誤解を招くような結果を生じさせているという、ここの部分はどうもどういう理由をつければその理由が合理的で客観性があると言えるのかなと非常に苦しみところなんですけれども、当初より偏見を持つことがいけないんですけども、特に今、副委員長がおっしゃいましたように、委員変更前の委員会の中にいらっしゃった方ですので、途中経過というのは重々承知しておられるということを前提にすると、なかなかこの不誠実な結果が生じていることに対して、非常に行動に疑問を持つということとはちょっとイレギュラーな発言ですけども、副委員長の意見を聞いて消化されたようなことになりますけれども、そんな気はしてるんですね。

そんな中で、パブリックコメントのところから話が始まってますけれども、基本的にパブリックコメントの当然市民からの意見もなかったわけですし、その後のその条例案の変更ということについても、今横尾委員からもありましたとおり、委員変更後の委員会が関係部署と協議を踏まえて、かつ軽微な変更を加えたと、これは副委員長も前にそれは条例をよくするために変更したんだというふうなことで、全体として条例の完成を目指したと。その一連の行為は委員の変更の前後で一貫しているということが見てとれるというのが大方の御意見で、この辺の手続的な運びっていうのは、この審査会でも御異論はなかったというふうに今のところは理解をしております。

ですので、だからこそちょっと加藤委員の先ほどの説明に腑に落ちないところが出てくるんです

けれども、どちらでもいいからという判断は、これはちょっと冒頭言いました第三者から見ても、客観的に合理性があると言えるのかなという疑問がちょっと湧くわけなんです。

加藤委員は、ずっと一貫して、いわゆる今日紹介した意見にもありましたけれども、名誉毀損が認められると、しかし倫理条例には抵触しないと。どうも思考の順序が私はやっぱりちょっとしっくりこないで、名誉毀損に認められ、名誉毀損が認められるのに倫理条例に抵触しないという事態というのは、ちょっと想像がつかない事態なんですけれどもね。その御説明にずっと一貫して、いわゆる刑罰法規における名誉毀損罪の違法性、阻却事由に関わるお話をされてきたと思うわけなんです。そこの議論の中でも、といいますか、刑罰の適用においても、違法性阻却のためにはどちらでもいいという証明では、これは成り立たないですよ。真実性の証明ってのはそんないいかげんなものじゃないわけです。だから、恐らく一定刑罰の場合でしたら、裁判所が、これはもう客観的にそれが真実であるというふうに断定的に確定されるような証明が求められるでしょうし、だからそもそも今回の事例っていうのが、そういう真実性の証明を持ち込んだ議論をしてにふさわしいものかどうかというのが多少疑問に思うわけです。結局、最終的にはそれ評価の問題になっちゃってないかということなんですよ。真実性の証明というのは、要は、今言ったように客観的にそれが真実であるということの証明を求めるわけですから、正か偽かそれしかないわけですよ。正しいか正しくないかと、真実か真実ではないか。どちらでもいいという、その選択的な話には基本的にはなっていない。万が一、例えば裁判なんかでそういうような事実、複数の見方ができるような事実が争点となった場合には、恐らくその真実性の証明という話にはならんのだろうと、結局今言いましたその行為の評価の問題になっていくんだろうというふうに思うわけです。だからその評価が、その評価の結論が、結局、普遍的なものであるためには、やっぱり誰が見ても、そういうふうに評価するのが合理的だなというふうな基準を持って考える必要があるんじゃないかなというように思っています。

その意味では、結局、さっき言ったその背景に当たる部分ですよ。発言の文脈であるとか、その流れであるとか、そういうものも当然考慮されるだろうしということだと思えます。だから加藤委員が前の意見表明でもおっしゃった、どちらでもいいから虚偽ではない、だから違法性は阻却する、この理屈はちょっと無理じゃないかなというふうに思っています。

休憩入れてよろしいか。

暫時休憩します。

再開は 10 時 30 分をお願いします。

午前 10 時 13 分休憩

午前 10 時 30 分再開

○委員長（藤原 正伸君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

ちょっと今要点の確認を嵯峨山委員のほうから指摘されましたので、まとめるためにもちょっと確認をさせていただきます。28 号に関しましてですね、再度。

発言、先ほど休憩中に少し触れさせていただきましたけれども、発言が二重の評価を必要になるようなところもありますので、ちょっと申し上げますので、御異論なり御批判があったらちょっとおっしゃっていただきたいんですけども、委員の資質もどうかという会議録に出てくる「ちょっと今よく分からないことをおっしゃったんですが」という部分から始まる部分のなんですけれどもね、この部分の発言というのは、委員の資質もどうかという結論的な発言に至るまでの根拠をずっと述べておられます。そうですね。第1の根拠は、「前委員会で全会一致で内容が確認されて、市民へのパブリックコメントを行ったけれども、その後の変更についてはパブリックコメントを行っていない。」そう言ってます、そう言われてます。「市民のパブリックコメントを取らずに勝手に変更されて手続上、それはパブリックコメントとして公表されてるんですか、変更したということをしてるんですか。してないんですね。してなければこう変えましたというようなパブリックコメントが成案で変える内容についてパブリックコメントをこう変えましたというようにしないといけないと思うんですけど、そういう手続を経ていないということですね。経ずに勝手に委員会が決めた、パブリックコメントを取った、結果について変更せず、変更した内容について、また公表もせずに勝手に委員会が変えるというパブリックコメントの手続というのは、私は過去見たことがないんですけども、そういうことを議会で勝手に委員会でやられた」と根拠を言っておられます。

もう、要するに、これはその条例案について委員交代前の委員会で全会一致で内容が確認されて、パブリックコメントもしたんですけども、交代後の委員会での変更についてはパブリックコメントが行われてなくて変更内容の公表もされてなくて、委員会が独断で変更を行ったその手続に問題があると、こういう内容かと思えますけれども、パブリックコメントの実施規程に基づく限り、パブリックコメントに基づいて修正した場合のみ、その修正内容や理由を公表する義務があると。したがって、変更がパブリックコメントに基づくものでないこの今回の場合は、変更内容を公表しないこと自体はパブリックコメント規定には違反していませんよと、違反してませんよということですので、1つ目の今の批判は的外れだと、こういうことでよろしいか、内容としてはね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） それからですね、2つ目の根拠として、この部分ですね。「この前委員さんは、ここにいらっしゃる日下委員長、そして水田議員、そして松井議員がいらっしゃったと思うんですけども、これらの方は前回の意見で賛成されているはずなので、これを変更するという手続になると、これはそのときの賛成をほごにすると。内容が変わるとはそういう意味なんです、そういうことですか。」「一般会議で当局からは、この内容について確認していただいた上で、委員会で全会一致で可決したはずなんで、途中で変わると。ましてや同じ委員さんが1か月経ずに、内容の変更を認めると。そして決まったことをほごにしてしまうということは、これは委員の資質もどうなのかと」ということを2つ目の根拠として言われております。

委員交代前の委員で全会一致で賛成された条例案が、委員が交代後に変更されたことに関して、前から委員だった人が1か月という短期間でその内容の変更を認めちゃうというのは、決まったことをほごにするということで、こういう行為は委員の資質に問題があると、こういう言い方で言わ

れてるということなんですけれども、この審査会の中でも、一旦委員会で合意された条例案でも、最終的に本会議に上程されるまでの間に修正が加えられるということは、委員会の役割として正当なプロセスだということは、確認していただいたと思いますがいかがですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君）　そうですね。

特に、委員が交代して新たな委員が加わった場合に、その委員の意見を反映して内容を調整するということは、これは当然あり得ることだという意見が出されておりまして、それに対する反論は特になかったと思いますけど、これもよろしいね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君）　そういうふうに考えると、今回のこの委員会で取られた行為というのは、より包括的でバランスの取れた合意を形成するために、むしろ必要な手続を取っているだけなんじゃないかなと、こういう評価ができるということになるかと思いますが、いかがですか。この点もよろしいか。委員会の運営ですけれども。

横尾委員。

○委員（横尾 正信君）　それでいいと思います。基本的な問題はないと思います、はい。

○委員長（藤原 正伸君）　そうであると、今の批判も不当じゃないかなということになるかと思いますが。

加藤委員。

○委員（加藤 貴之君）　日下委員長なんかはそういった評価をしていますけど、吉田委員はそういう評価をしていないというところ。

○委員長（藤原 正伸君）　吉田委員が、吉田委員の評価はよいんですけど、加藤委員はどう評価しますか。

○委員（加藤 貴之君）　僕は、すみません。僕は日下委員長のような評価もあり得るし、吉田委員のような評価もあり得るんじゃないかなと思います。

○委員長（藤原 正伸君）　吉田委員のような評価もあり得る。

○委員（加藤 貴之君）　首尾一貫してないから駄目だというところです。

○委員長（藤原 正伸君）　いや、いや。今言いましたように、委員会の運営としてね、さっきも言いましたけれども、新しい委員が加わられて、その意見を反映して内容を調整していくということは、包括的でバランスの取れた合意を形成するために必要な手続じゃないかなというふうに、私はその皆さんの意見を聞いて思うわけです。

加藤委員。

○委員（加藤 貴之君）　ちょっとずれてました。そこはそれでいいと思います。

○委員長（藤原 正伸君）　そうであれば、前からの委員さんが意見が変わっても、これは不思議じゃないということなんじゃないでしょうか。より包括的でバランスの取れた合意形成を目指した結果なんじゃないでしょうか。そう評価するのが、さっき言いましたように、客観的な評価じゃない

のかなと、吉田委員はどう思ったか知りませんよ。

どうでしょう。

むしろ新たな、新たなと言ったらどうか分かりませんが、新たな合意を目指した、目指して、条例案を完成させるというのは、議員の職責を全うしている姿かなというふうに評価する意見があったと思うんですけども、それが第三者から見るとそういう評価のほうが当たってるのかなという。

横尾委員。

○委員（横尾 正信君） 先ほど申し上げました。つまり吉田議員の意見を首尾一貫させた場合は、3人の旧委員は足立委員の提案に対して反対をせざるを得ないということになりますから、足立委員がその意見を、あるいは足立さんに新しい委員がそれに撤退しない限りは、委員会は決裂ということになりますから全会一致の発議はできないと、こういうことに結果になるわけですね、首尾一貫、3人の委員がしたら。それでよかったのかと、それを求めていたのかと、吉田議員は、3人の委員が決裂したとしても首尾一貫貫いて、たとえ条例発議ができなくても、構わないんだと。その考えの下にこれだけの批判をしたのかということですよ。非常に御都合主義でちゃんと12月に発議に何でせんかったんやと、こういう一方でクレームをつけながら、つまりちゃんと12月で発議して成立させるべきだという考えを一方で持ちながら、他方で首尾一貫して、あんた方反対、自分の意見貫くべきだったんじゃないか、こう言ってる。それを貫いたら12月発議がないんですよ。というような、非常に矛盾のある、自分の本当に御都合主義もいいところの発言なんですよ。だから首尾一貫なんかしてないんです。どこも首尾一貫なんかしてませんよ、支離滅裂と言ったほうがいい。いうぐらいのことなんでしょう。はい。

○委員長（藤原 正伸君） 加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） その時点まで行ったら、つまり足立委員、新しくこられた委員さんに意見を聞いてするというふうな、そこまで行った場合には、確かにうまく委員会としての意見まとまらなくなりますので、吉田委員がこの時点で言っていることは、新しい委員さんが来られた最初の委員会の際に、委員長のほうから、前回の委員の中で、もうこういうふうな結論が出ていますので、これで行きたいと思えますというところで進めるべきだったという話をしてるのかなというふうに私は解釈してます。（発言する者あり）

○委員長（藤原 正伸君） 横尾委員。

○委員（横尾 正信君） 日下委員長、もしそんなこと言ったかもしれませんよ、言ったら問題でしょう。

○委員長（藤原 正伸君） むしろそのほうが問題。

○委員（横尾 正信君） そっちのほうが問題でしょう。だから言うのは自由ですよ、言ってもいいけども、そういう言い方を委員長はしちゃいけないでしょうね。申し送りをちゃんと述べるべきですよ。申し送りなんです。

○委員長（藤原 正伸君） これ関係してくると思うんですけどね、加藤委員からも意見として、委

員会が行った変更は、委員交代前の委員会での合意を明文化して、その意見を反映するものだと、加藤委員の意見ですよ。だから、これは決まったことをほごにしたという批判は、これは当たりませんよという御意見を述べられてますけれども、それは結局合意形成プロセスに問題があったわけではないということなんじゃないんですか。

要するに、前の委員さんが意見を変えたということを言われてますけれども、変えた結果が、軽微なものであって、約束をほごにする内容には当たらないというふうに、加藤委員は評価されてますけれども。そうであれば、一貫性が問われるほどの意見変更はしてないということになるんじゃないでしょうか。

変更内容が軽微だったというのは、委員会も皆さん認めておられますね、変更された内容が。これそのとき吉田委員がどう考えたかという論点は割とあちこち出てきましたけれども、審査会の審査基準としては、これはさっきも言いましたとおり、その判断が客観的で第三者が見ても合理的だというふうな評価を受けるような見地ですする必要がございますので、行為者の主観を考慮することは一定程度必要かもしれませんが、それだけに頼った判断というのは、先ほど言った第三者からの評価はしてもらえないという危険がありますので、そういうふうに見たときに、この客観的な事実を並べてみると、さっきも言った委員会自体の運営にも問題がなく、その中で取られた変更措置というのが非常に軽微なものであると、約束をほごにしたという批判を受けるような内容ではないということであれば、前後の委員会を通じておられた委員さんの態度自体、批判されるような態度はなかったと見るのが、適当じゃないかなという気はしますが、どうですか。

加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） 事後的にこうやって委員会の中でいろいろと調査をする中で、結果的に産業建設委員会が取られた行動は望ましいものだったのではないかなというふうに、私は評価をしております。そこは委員長が、加藤がこう言ったというところにも合致すると思います。

そこで、では吉田委員がこの時点で言われたことについて、全くの間違っていったことなのかという、いろいろな可能性がある中で、委員が変わったという不確定、全く誰も経験したことがない要素がある中で、どういった結論が、どういったプロセスが正しかったのかということについて非常に不確定なところがありますので、それについて吉田委員と日下委員長の間で議論をしていると、そういうふうな全体の、そういったのがこの場面なのかなというふうに思っております。その中で吉田議員の主張もあり、委員長の主張もあり、しっかりと議論がかみ合っていますので、吉田委員の主張に対して日下委員長はそうじゃないんだと、全く問題がないプロセスなんだというふうに言い返していますし、また、次にパブリックコメントについても、日下委員長のほうも手続上何ら問題がないというふうにおっしゃっていると、そういった議論をしている中の出来事でございますので、しっかりそれが、その中で批判的な発言があったというところについて、それが倫理条例に違反するような不適切な発言だったというところではないというふうに思っていると、そういうことです。

○委員長（藤原 正伸君） 日下委員長との討論の中身だということは以前にもおっしゃられたと思

いまして、それに対してどなたでしたかね。どなたかが、質疑と意見表明は違う。要するに、簡単に言ってしまうえば言い方があるだろうという御意見があったかというふうに思います。

それと、あと、今当時の吉田議員としてはということで吉田議員の主観のところに話が及びました。そうなりますと、やはりその違法性阻却という話ではもうはやなくなってしまうというふうに思います。違法性阻却という観点ではもう議論できなくて、要はこれだけの違法性といいますかね、違法性を認めた上で、その責任をどこまで問いますかというレベルの話になるかというふうに思います。

加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） 今委員おっしゃったとおり、今回 28 号について論点が 3 つあって、委員の質問がどうなのかというところと、この委員会や議会が間違っているというところと、全権委任というところがございます。3 点目の全権委任については、違法性阻却の観点から議論できるのかなというふうに思いますが、今いろいろと議論していく中で、1 番目と 2 番目については、そういった議論では確かに對抗できないのかなというふうに私は認めます。

○委員長（藤原 正伸君） 3 点目が違法性阻却で議論ができる。3 点目が違法性阻却で議論ができるという話なんです、これは要はあれですね。前回の最終的な意見でおっしゃいましたのが、全権委任の発言については、委員会発議の際に採決を経ずに委員長、副委員長に一任したと、この点ですね。採決を経ずに一任したと、委員会発議については、委員会発議について委員会採決が必要で、そのプロセスを怠っていると、この点を捉えておられますが、この点が、要は先ほど言いました選択的ではなくこれは真実だということで、違法性を阻却するという議論になろうかと思えますけれども、今言いましたその議論のプロセスとしては、先ほど加藤委員もおっしゃったとおり、後から見たら、後から見たらそういうふうに言えるという部分があるというのが、御意見として上がっております。

横尾委員、御説明をお願いできますか。

○委員（横尾 正信君） この全権委任のところはね、もう前回、私、これ全体を通して、この全権委任のところはね、もう詐術的な意見やと、かなり強い批判いたしました。非常に問題のある理論展開されておるというふうに申し上げました。それはもう、僕はそれが基本だと思ってます。その点で、この点を申し上げますと、松井議員が委員長、正副委員長にお任せしたいという発言は確かにございました。それ議事録 12 ページ、12 月 14 日の議事録で、12 ページでございます。

それに対して、委員長はこう答えてますよね。

12 ページ読み上げますけど、委員長、日下茂、それでは松井委員のほうから意見がございました 12 条第 1 項と 13 条第 2 項について、当局側の意見がございましたので、それについては正副委員長のほうで調整いたしまして、当局との意見交換して調整しまして、12 月 25 日に間に合うように各委員のほうにその結果をお送りしたいと思いますので、それでよろしいでしょうかということで全委員の了承を取ってございます。

つまり、調整してその結果を間に合うように各委員にその結果をもう一回送りますよというふう

な委員長の答弁なんですね。したがって、もしそれに対して委員の意見があれば、当然それはその時間が取れるかどうかは別にして、そうしたもう一回委員会開いたりする、せざるを得ない、そういうことは委員長は覚悟はしておったと思うんですよ。でも一切意見もなく、それでいいということであったので、そのまま確認せずにスルーして本会議に行っただと、こういうことだろうと思うんですよ。だから、これは結果解釈で、もし調整したから、任したからといって、その結果を送ったときに、万が一やっぱりこれは納得できんといういいんがいたら、やっぱりそれはそこで問題になる。それだけの余裕を残して委員長発言がありますから、そこはね、きちんと考慮すべきところかなという、この最後の委員長発言についてはね、それだけの余裕がある、私はそういうふうに理解しますので、松井議員の発言で全て終わったわけではないでしょうと、こういう理解してます。

○委員長（藤原 正伸君） 要するに、この委員会発議の決議の欠落を松井委員のこの委任発言にかぶせるのは、これは濡れ衣だということに、会議録を読むとそういう形になるかなという批判で、反批判でございます。

そうであれば、この本会議上程前の条例案の軽微な修正について、その内容については委員全員が一致しているわけですよ、内容についてね。そういう意思が一致している中で、文言の調整を正副委員長に預けて、その預けることにも他の委員は全員同意しているということが会議録からも読み取れますから、全権委任という批判は当たらないんじゃないかということなんですが、いかがでしょうか。

加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） 議会というのは、割と形式主義的なところもあります。実際の実質的なところとしては、そのようなプロセスで問題がなかったのかなというふうに思いますが、形式的なところで採決を取るという行為がなかったというところについて批判をしているのかなというふうに思います。

○委員長（藤原 正伸君） ほんでね、その採決を取る行為の批判を向けるべき対象は、松井議員ではあり得ないと、こういうことですよね。

加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） それは、この後で問題のすり替えだろうというふうに発言がありますが、問題のすり替えだというふうに思います。はい。

○委員長（藤原 正伸君） そうですね。ですから、やはり先ほど違法性阻却が論じられるとおっしゃったんですけれども、やはりこの部分も、結局のところそれは何だったか、意図したものか錯誤かは知りませんが、発言者のやっぱり帰責事由があるんじゃないですか、責めに帰すべき事由があつてこういう発言になってしまったということではなかろうかというのが御主張であらうかと思いますが。

横尾委員。

○委員（横尾 正信君） おっしゃるとおりだと思います。

もう何度も申し上げます。非常に詐術的な話術で、この全権委任について吉田議員は松井議員を

批判してると、これは私はそういうふうに評価してます。

したがって、この全権委任に関する松井議員に対する吉田議員の批判は、ほとんどが事実はない。誇張してる。もちろん一部に事実はあるでしょう。しかしながら全体として見ても、それは事実とは、その批判は事実に基づいているとは到底言えない。そういう発言でありますのでね、違法性阻却云々は鼻から問題にならない発言であろうと、一つ一つもし真実であると言うならね、一つ一つきちっと論証してもらいたいですね。

○委員長（藤原 正伸君） これまでの背景を理解せずに言ったとすれば軽率だし、今言われたように意図的なものであったとするとしたら、それはもう論外だし、いずれにしても市民に誤解を与えるような不誠実な行為というふうにみなされても仕方ないのかなというような発言と思われるということかと思いますが、いかがでしょうか。

横尾委員。

○委員（横尾 正信君） 1点補足しておきます。

この中で、何度も申し上げました、条例を、条例案を条例と間違えてる。条例案の修正を条例改正というふうに、何度も何度もしつこく繰り返してますが、これは単なる誤解、あるいは単なる言い間違いであるかのような発言もありました。

しかし、吉田議員が弁明の中で私この点質問しました。この条例とは何ですかと質問しましたら、条例案ですとはっきりおっしゃいました。つまり本人はちゃんと認識してる。条例案を条例と言ったということを本人認識している。しかしその場で、あの弁明の場でそのことの釈明も撤回も謝罪も何もありませんでした。このことだけ補足しておきます。はい。

○委員長（藤原 正伸君） ほか、御意見いかがですか。

ちょっと議論が3番目の内容に移ってしまったんですけれども、どうでしょうかね、3番目の議論として。ごめんなさい、全権委任ですね。

パブリックコメントのことについては、先ほど最初に議論させていただきました。資質もどうかという根拠として、資質もどうかという発言の根拠としての意味と、あと実際にそのパブリックコメントの手続について、細々と発言されている部分がありまして、しかしながら客観的に見て、パブリックコメントに係る手続に、委員会が取った手続については、問題になる点はなく、そういうことを承知をしておきながらパブリックコメントを経ずに内容を大幅に変更したような批判意見を述べられている点が、非常に不適切であると、こういう御意見が大方のところかと思えますけれども、それでよろしいか。

3つの発言のいずれについても、さらに御意見がございますか。

横尾委員。

○委員（横尾 正信君） 3点目のいわゆる全権委任に関連する発言ですけども、もうこの間、私もこれはきちんと強く批判しました。にもかかわらず、いまだにこの全権委任に関する発言を一部擁護しようとするような意見がこの委員会にあることについては、非常にやっぱり問題であると思います。正確にあの発言全体、全権委任に関連する批判の最初から最後まできっちりほんまに分析し

てみてください。非常に悪質ですよ。許されざる発言ですよ、これ全体は。非常に悪質だ。こんな発言が本会議で堂々と許されるなら、朝来市議会はどういう議会なんだというふうに言われますよ。それぐらいひどいですよ。はっきり詐術的ですよ。そういう場を、このことをこの委員会が分からないようであれば、これは終わりでしょうね。それぐらいひどいというふうに思いますよ。よくこれだけの誹謗中傷、拡大、誇大、一を100であるかのようにね。しかもそれを繰り返し繰り返し投げかけ投げつけていく。それは聞いている者がね、正しいと思っちゃいますよ。松井さんって何ちゅう議員なんだ。そりゃ地元に戻って批判されちゃいますよ、あんなだけの発言があれば。

それを我々は、何をどこを擁護できるんですか。私はそれは分かりません。1つや2つの事実はあるでしょう。だけど発言全体の政治的な意味、松井議員に対して加えられた打撃、かなりな不名誉な発言ですよ。それを本会議ですよ。僕はそれを見たらね、それを考えたら、もっと議会として毅然とね、許すべきじゃありませんよ。こういうのを許してるから、今こうなってるんじゃないですか。過去にも多分あったんです、こういう発言がね、何年も前に多分あったりしてるんですよ。でもそれを許してきてるから、こういう発言につながり、かつそれが許されているという。

今回松井委員の告発がなければ、そのままスルーしちゃってるわけですよ。議運でも問題にできなかった。議長も問題にできなかった。やっぱりそれはうちの議会のね、レベルですか。そこはきちんとね、こんな発言は二度と許しちゃいけませんよ。その決意を持って、この委員会は開かれているべきだ。甘い発言は絶対に許しちゃいけないと思います。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） それでは、今の議論を踏まえまして、一応報告書は準備しますけれども、御意見を、追加の御意見等がありましたら、再考をお願いしたいと思います。

今、横尾委員の御指摘は、加藤委員も事実状態としては、加藤委員前に述べられています、畳みかけるような発言であるとかね。そういうことで発言姿勢としてはあまりよくないということはおっしゃってたというふうには思いますが、1つ言いましたとおり、前回加藤委員が示された手続的な落ち度というのは、これは順番からいったら、先ほど言ったとおり、ぬれぎぬになっちゃう可能性もありますよというところをもう一度ちょっと考慮していただきたいというふうに思います。それで論理が組み立てられたらというふうに思います。

ちょっと28号について、これ以上意見がなければ、28号ここで終わらせていただいて報告書を準備させていただきます。

29号、30号につきましてですね、前回フロー図の関係で、追加調査を行いました。それによって、その検討の余地がさらに出てきたかどうかいうところについて、御意見をいただきたいと思いますが。

加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） 私は、前回の農林振興課とのヒアリングを踏まえてですが、違反なしとする私の見解は変わりません。前回の。

○委員長（藤原 正伸君） すみません、それ30号についてですね。

○委員（加藤 貴之君） 失礼、30号ですね。30号でよろしいですか。

30号についてお話しします。

違反なしとする私の見解は変わりません。前回の調査の中で、私の中の論点、争点として、フロー図が市とよふどの恵さんとの間の契約を示すものであるだろうというふうに私仮説に基づいていろいろと議論を組み立てていましたが、市の説明では、これは全く契約ではないんですと、契約とは関連しないものなんですというふうなお話が、お話というか見解が示されて非常に驚いたのですが、驚いてそういった情報があるのであれば、私が今まで述べていたことは間違っていたなというふうに認めました。

ただ、やっぱり改めてですね、フロー図をもう一回落ち着いて見るとですね、フロー図を見ていただきたいんですが、ちょっとあのときはかなり全体的にヒートアップしていて落ち着いて見られなかったところもあるんですが、フロー図を見ていただけましたでしょうか。

よふどの恵さんと給食センターとの間に矢印があって、そこに契約栽培というふうに書いてあります。これが全てなのかなというふうに思います。下の説明の中にも、学校教育センターと契約栽培というふうに書いてございます。農林振興課長の2月10日の冒頭説明でも、よふどの恵さんに関して、そこに予冷库がございますのでとか、既に給食センターとも話をさせていただきましてとかなり具体的に説明していらっしゃいますので、したがって、2月10日の委員会の時点で、このフロー図を見たときに、市とよふどの恵さんの間に、給食センターとの間にに関して将来の契約行為があると類推することはごく自然なのかなというふうに思います。

あとは同じ議論になりますけど、契約であれば、そこに競争性を担保することが原則ですし、逆にこのような公的の資料に契約前の単一業者が入っていることは、たとえよふどの恵さんが公共性が高い団体であっても問題がありますので、したがって、吉田委員が強い調子で非難することは合理性ありますし、真実相当性があるというふうに思いますので、違反なしというふうに考えます。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） 加藤委員、今の真実相当性は誤りですので、はい、真実ではありませんのでね。ただそれを信じることにについて相当の理由があるという、相当性です。理由のほうの相当性になると思います。

さて契約栽培のところは、これは基本的にはこれ、今言われたとおりこれは誤解をされたということですね。誤解をするのが自然なことであると。ですからこのフロー図をもって相当の批判をされたとしてもやむを得ないと、つまりこのフロー図は批判の相当な根拠になり得ると、こういう御意見でございます。

御意見、ほかにございますか。

一応ですね、今まで30号につきましては、30号で言われた発言の要旨というのは、要はよふどの恵みが市の事業に関与すること、よふどの恵が市とは無関係な個人の一般社団法人であるために、市がこの団体を市の事業に関与させて市の仕組みを利用して利益を得ることを許すことは問題であると、こういう趣旨の発言でございます。しかしながら、前回の調査の結果、この市の事業に関与

させて市の仕組みをして利益を得るというその構造はないんだということははっきりとしたわけでございます。

なおかつこのフロー図は、その縦のラインが基本であって、横は附属のものであるということの説明がございましたが、今の加藤委員はそこを捉えて、新たに御主張をされております。

牽強付会でなければよろしいんですけれども、要するに結論ばかりを求めておられるんでなければよろしいんですが、加藤委員どうぞ。

○委員（加藤 貴之君） 牽強付会ではございません。といいますのも、この2月10日から続く議論の中では、特にその下の流れ、よふどの恵の中の下の流れについては、何も特に問題視はされておらず、給食センターとの間のことについて問題になっておりますので、特に別にわざと私が議論を横道にそらしたわけではないというふうに考えております。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） ほかに御意見ございますか。

30号はですね、発言が誤りであるということは、争いのない事実です。その点に争いはございません。ただその誤りをどう評価するかという問題でございます。

横尾委員。

○委員（横尾 正信君） ほんだら1点、30号に関する意見書を、よろしいでしょうか。

○委員長（藤原 正伸君） 先ほどの続きですね。

○委員（横尾 正信君） 先ほどの続きでございます。

これもちょうと申し上げておきたいと思います。

事務局お願いできますでしょうか。

○委員長（藤原 正伸君） ちょっとお待ちください。

事務局に読み上げていただけますか。

事務局、本日提出の意見書の4ページの（3）以下を読み上げてください。

局長。

○議会事務局長（宮元 広司郎君） では読み上げさせていただきます。

3、30号案件（「よふどの恵」請求）への渚本委員の審査意見。

①「担当課内でも議論されていないという位置づけだったこのフロー図が突如委員会に出されたという事実が、今回問題にされている発言に関わっている。このフロー図がいかなるものであったかを見ておく必要がある」「突然課長が部下に指示をして書き込ませた。そういう不適切からフロー図問題が出てきている」

7月8日、第8回会議、5ページでした。

②「今回の発言には、事実誤認や思い違い、勘違いというものがもともと根底にあった可能性がある。それがフロー図が出てきたことによって刺激され、感情的な言動に結びついた可能性は否定できない」

同上28ページ。

③「・・・これは議事録からもうかがい知れる。したがって今回の発言は問題なしとは絶対に言えないことからすれば、私は政治倫理違反ではなくて、議員の在り方の問題なのでこれは議長による「厳重注意処分」というのが適当であると考えます。」

同上 32 ページ。

それから、次、（４）番、渕本委員の審査意見への意見。

①渕本委員の状況認識は十分あり得るものとする。フロー図と関係なく、吉田議員はもともと「よふどの恵」に関する偏見、誤認識を持っていたことが「名誉毀損的発言」をした根底のところにある、という分析は納得できる。

②しかしその発言が「名誉毀損には当たらないので条例違反ではない」という理由については分りにくい。条例違反ではなく「議員としての在り方の問題で議長の厳重注意が適当」だという。

「議員としての在り方」において分かりやすい基準としたのが「倫理条例」の位置づけではないのか。「議員としての在り方」が問われるとは、「議員の倫理」が問われると、同義である。

そして我々は今、「議運」の会議で、会議規則を扱っているのではなく倫理条例に基づいて、議員の「政治倫理的在り方」について審査をしている。倫理条例に基づいた措置しかこの委員会は提起できない。

議長は、議場の整理権を持っている。議場の秩序を乱した者に対しては、「会議規則」に基づいて措置をすることができる。

渕本委員は今さら、会議規則のどこを根拠にして「議長厳重注意」処分にせんとするか。あるいは他に根拠とするべき規則等があるのか。「今回の発言は問題なしとは絶対に言えない」（渕本委員）と言われるが、倫理条例以外に「何に照らして」問題であるのか、根拠を示すべきである。

「議長厳重注意処分」にするならここはあくまで会議規則等ではなく「政治倫理条例に違反した事実」をもって措置するしかないのではないか。再考を求めたい。

以上でございます。

○委員長（藤原 正伸君） 横尾委員。

○委員（横尾 正信君） 今読んでいただいたとおりの意見でございます。

渕本議員の見解を首尾一貫させるためには、ここは倫理条例違反という観点からの措置しかないのではないかと思います、いかがでしょうか。

○委員長（藤原 正伸君） 渕本委員。

○委員（渕本 稔君） 先ほども申しましたとおり、精査の上、後日意見を述べます。

○委員長（藤原 正伸君） それでは、よろしく願いをします。よろしいか。

先ほど、横尾委員、ありますか、重ねて。続けてありますか。

○委員（横尾 正信君） ありますけど、精査するほどのものでもないと思うんですよね、単純な意見、単純なことをお聞きしているので、政治倫理条例以外に、前も同じ質問してるんですけどね。何に基づいて議長厳重注意処分をされるんですかということについて、もう一度お聞きしてよろしいか。

○委員長（藤原 正伸君） ただいまのは、ちょっとお待ちくださいね。

既に聞いておりますので、評価の説明として、渚本委員も今回の発言が問題なしとは絶対に言えないということをおっしゃられてまして、政治倫理条例違反ではなくて、議員の在り方の問題として、議長による厳重注意処分が適当と、こういう御意見をいただきました。

その論拠を求めておられますが、渚本委員いかがでしょうか。

渚本委員。

○委員（渚本 稔君） 精査の上、後日意見を述べます。

○委員長（藤原 正伸君） よろしいでしょうか。

はい、それではお願いをいたします。

それと、先ほどのフロー図の関係で契約栽培の文言があることから、従前の説明になるわけですね。不適切であることを指摘するための発言であるということで、事実と多少異なることはあるけれども倫理違反の基準には達しないと、これでよろしいですかね。

この契約栽培のところに關しての御意見が新たに付け加わりましたので、これに対する御意見があればお聞きしておきますが、いかがですか。

なければ従来の意見で報告書にまとめさせてもらってよろしいか。

先ほど言いましたとおり、この 30 号は発言が誤りであることは争いのない事実だが、それをどういうふうに評価するかという問題でございます。その点につきまして、30 号。

加藤委員が先ほど提示された件について補足いたしますと、これ契約栽培の記述に関する部分は、これは吉田議員が誤解をしているということは、加藤委員確認というか認めておられますね。

加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） 前回の農林振興課の説明によれば、このフロー図は一切契約と関係ないということでしたので、そういう意味では誤解ですね。

○委員長（藤原 正伸君） 誤解に基づく発言だと、ただその誤解してもやむを得ないんだと、こういう趣旨でございます。

論理としては誤解ですので、一遍にそれは、何ていうんですか、違反ですよと、違反じゃないですよとは言えないんですけども、その誤解をしたことに相当の理由があれば、責任は問えないだろうというのが、加藤委員の論理かと思います。

この点について御意見があれば、承りたいと思います。

よろしいか。

では、特になければ、なお 29 号についてもフロー図が関わってくるわけですけども、29 号については特に争いはそもそもなかったということでもよろしいかね。

29 号については、本会議の会議録に指摘するような発言の記録はないし、審査請求対象議員が特に主張された令和 2 年 9 月 16 日の予算決算特別委員会の文教民生分科会の会議録中にもおっしゃるような発言は、記録はなかったということを確認されたと思いますが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） ですので、29 号については、全会一致で発言者の責任が問われるべき行為であるということになっていると思います。

嵯峨山委員。

○委員（嵯峨山 博君） 今、加藤委員、フロー図の契約のところであってというような吉田議員の発言があったんではないかということでした。これまで、私は、このフロー図にかかわらず彼自身がですね、団体や関係者に対するイメージっていうのが、もうそういうイメージを持って発言しているというようなことで述べてまいりましたけれども、このフロー図を見て、このよふどの恵さんに対する、ここまでの批判的な発言というのが本当に必要かっていうようなところを、もう少し皆さんで議論したほうがいいんじゃないんですかというところです。

そのフロー図に出されたよふどの恵さんっていう団体をですね、取り下げるっていうところに、その団体の中の批判的な部分が本当に必要だったのかっていう、名誉を毀損されるような発言というのが本当に必要だったのかっていうようなところが、あまり加藤さんのほうからは意見として聞こえなかったのかなというふうに思いますので、その辺、少し議論して決めていけばいいんじゃないかなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○委員長（藤原 正伸君） これは加藤委員がおっしゃられました緊急避難的行為の論理の中で、他に取りべき方法がなかったのかという部分の主張でございます。フロー図が、この前調査したように、その性格が調査前後で変わったわけで、その部分が今言いました緊急避難の補充性の原則に影響を与えませんかという御指摘ですが、いかがでしょうか。

加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） 具体的に述べますと、議事録を見ていただきたいんですが、2月10日の議事録を見ていただきたいんですが。

○委員長（藤原 正伸君） 少々お待ちください。

○委員（加藤 貴之君） すみません、結論としては必要な議論をしているのかなというふうに、私は考えています。

特に、よふどの恵み、それまでの経緯を私は知りませんし、その時点で吉田委員がよふどの恵さんに対してどういう印象を持っていたのかというところは知りませんので、その辺はちょっと分からないところです。ただ私がこの議事録を見る中では、特にそのよふどの恵さんに対する攻撃をしているというわけではないというふうに私は思っています。

今、名誉毀損となる発言というのが、まず6ページのところですね。真ん中のところに、「よふどの恵っていうのは、僕は個人の団体やと思っているので、個人の要は市としては、全く関係ない団体だと思っています」というところについては、市の内部組織ではないという意味で外部の組織である、したがって契約に当たっては競争しなければいけないというところを言っているだけだというふうに思います。

次に、6ページの下のところの「うちには全く関係のない組織です。団体はこの前やった細見さんですよ。代表を私がやってくれて言って一般会議ときに言われましたよ」というのはですね、

単純な勘違いですし、確かに細見さんの名前を挙げる必要はないわけですが、これをもって名誉毀損の発言なのかというところは、名誉毀損の発言ではないというふうに思います。

最後に、7ページの2段落目の「こんなもんよふどの恵がもうかる仕組みじゃないですか」というのも、契約栽培でございますので、当然よふどの恵さんというのは利益を出してもよいという団体ですので、よふどの恵がどこかの契約栽培の相手方は利益が発生すると、利益が発生するような契約については、表層的な仕組みを設けないとよくないというところは当然でございますので、そのようなこと、趣旨で言われたのかなというふうに思っております。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） 御意見ございますか。

ございませんか。

それでは、以上の意見でまとめさせていただきます。

横尾委員。

○委員（横尾 正信君） 1点、追加の意見がございます。

6月17日に吉田議員の弁明の場を設けました。28、29、30号に関して、それぞれ弁明の意見を聞いたんですが、それに関してのまとまった意見交換等はあまりしてないんですけども、若干ちょっと問題があると思います点を申し上げたいと思います。よろしいでしょうか。

○委員長（藤原 正伸君） はい、どうぞ。

○委員（横尾 正信君） 意見。吉田議員の弁明の評価、令和6年6月17日の弁明です。

まず第1点、28号案件についての弁明でございますが、主に3点弁明されました。

まず第1に、弁明は特にありませんというのが、最初でした。

2番目に、所管事務調査に上げていないのに提起したことについて釈明しますということで、議員は発言権があるので、視察の提案、条例の提案、所管事務調査の提案ができます。また、議員発議で条例の提案権がありますというような釈明されました。

3点目に、横尾委員の質問で、あなたの言う改正対象の条例とは何を指していますかという質問に対する回答は、条例案ですとお答えになりました。間違いに気づいているが修正する気はないようであります。

自己の発言に対して修正、撤回、謝罪等は一切なし。弁明なしが回答でございました。これは28号案件の態度です。

2番目、29号案件についての弁明。

これも1、冒頭、弁明する気はありません。発言は議事録のとおりです、こうおっしゃいました。

2点目に、藤本議員が一般質問された際に、そのような発言があったと私は記憶していたのでその旨を申し上げたということなんですということで、本会議での発言の根拠、自分の記憶に基づいて言ったわけだと。

3点目に、令和2年9.16文教民生分科会での藤本委員の発言と、このフロー図を見ると非常に蓋然性が高いと考えると、こういうふうに、この3点おっしゃったんですね。基本的には弁明も

なく、謝罪もありませんでした。発言の成否のチェックすらもしていないことを明言されました。

また、令和2年の委員会発言とフロー図から見て蓋然性が高いという、ほとんど無理筋の正当化の発言がありました。これが29号に対する彼の弁明の態度でした。

3点目に、30号案件についての弁明ですが、1、本来地方議会議員にも国会と同様に発言不問権があってもいいと考えると、冒頭こういう発言がございました。

2番目に、松井議員、藤本議員、よふどの恵に対して誹謗中傷的な発言はしていないと考えている。ただ事実を摘示しただけであろうと、こういう発言でした。

3点目に、今の朝来市の議会は、法治議会ではなく、人治議会になっている。行為によって裁くのではなく、人によって裁いていると、人を見て裁いている、こんな吉田議員を集中的に裁いてんじゃないか、こんな御意見でございました。

4番目に、懲罰的事案であれば、会期不継続の原則が適用されるし、そもそも違法性阻却事由に該当するので、委員の皆さんはよくよく考えてほしいと、こういう発言でした。

こういう4点が30号に対する発言でしたが、ほぼ完全な居直り発言に終始しました。謝罪する気などは毛頭ないようでありました。自分の発言は全て事実であり正しいとされました。

この吉田議員弁明の評価でございますが、28号、29号、30号の全ての案件において、発言の誤りや問題を認めることはありませんでした。したがって、当然、反省や謝罪、撤回、修正などは一切ありませんでした。その主張は、自分の発言は正しく一切誤りはない。全て事実を述べているということに尽きるようであります。

これが大体、3案件に関する吉田議員の17日の弁明の概要でございました。ほとんど自分が正しいと、この一点張りでございました。

補足的な意見でございますが、この弁明態度は、これまでの吉田議員の言動からすれば予想できたことであります。そして、この弁明態度こそが、今回の政倫審が問題視しなければならない吉田議員の本質的な問題なのではないでしょうか。3件の事案は別件であるので、それぞれについて独自の審査と措置が必要であることは当然であります。

しかし、同時に、この別々の3事案が示す共通性についても、審査の目を向け、深く分析、洞察することも議会にとっては大事なことでありと考えます。

そもそもなぜ今回の政倫審が請求された案件が全て吉田議員が対象なのか。答えは簡単であります。それほど煩雑に、吉田議員による政倫審該当案件が発生していたということであろうと思います。ただ、従来、取り上げてこなかっただけであります。

そして、今は、藤本議員政倫審以来、吉田議員の政治倫理違反を見逃さないようになっただけではないでしょうか。政治倫理違反の塊のような吉田議員が、自分のことを棚に上げて、他の議員のありもしない倫理違反を問題視、事件視するようなおかしい状態を是正しようとしているのが、現状ではないでしょうか。これ、私以上、補足的な意見でございます。

以上、申し上げました吉田議員の弁明の態度、3案件に対する弁明の態度は非常によくないといえますかね、問題があるんじゃないでしょうか。この政倫審に真っ向から挑戦するかのような弁明の態

度であったと、したがってそれに対応した政倫審の措置、意見は必要であろうと考えます。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） 加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） ちょっとだけ今の横尾委員の発言の中で、ちょっと1つ気になる点があります。

政治倫理違反の塊のような議員という発言がありましたが、一度も今までかつて吉田議員については、今までまだ政治倫理違反に該当したことはないというふうに思いますので、ちょっとこれから起こるかもしれないことなのかもしれませんが、そのような予断を持って発言することは気になりました。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） 横尾委員。

○委員（横尾 正信君） 問題にはしておりませんが、第1次の政倫審で、百条委員会にかけるぞとか、何笑ってるんだとか、様々なパワハラ発言もございます。そういう意味で、たくさんの、こんな議員いませんよ、ほかに。こんだけ何件も政治倫理違反を問われるような案件を抱えている議員は少ない。それを塊と申し上げました。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） 多少不適切だと思いますので、精査して処置をさせていただきます。

○委員（横尾 正信君） 分かりました。お任せいたします。

○委員長（藤原 正伸君） ほかにございますか。

それではないようですので、以上をもって、報告書の作成にかからさせていただきます。

次回、それを確認していただくことで、最終的な皆さんの意見表明とさせていただきたいと思いますので、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） では、そのようにさせていただきたいと思います。

本編についてはここまでです。

加藤委員、大変申し訳ないです。1つ当局からも申入れが来ておりますので、ちょっと委員会の中で協議したいんですけれども、今日もありましたSNSによる不適切な発信によって、迷惑を被ったという、前回の調査の中で主張がございまして、委員会としても善処するということを言ってしまいましたので、ちょっとここで協議をさせていただきたいと。

今現在、どういう状況にされておりますか、SNSのほう、指摘されました部分につきまして。

加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） ちょっとすぐに記憶が分かりません。この場で調べることはできますが、暫時休憩していただけますか。

○委員長（藤原 正伸君） 削除等はもうされて、それも確認必要がありますか。

加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） このような案件が何件かあったので、どのことについてどうしたか、どの
ことにどうしたかってのはちょっと定かでないので、ちょっと今分かりません。

○委員長（藤原 正伸君） 暫時休憩します。

午前 11 時 46 分休憩

午前 11 時 47 分再開

○委員長（藤原 正伸君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

それでは、前回調査しましたフロー図に係る、主に係ります農林振興課並びによふどの恵、それ
から細見氏に関わる SNS の発信記事につきまして、状況報告をお願いします。

加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） まず、時系列を追ってお話ししますと、7 月 18 日の日に、私は SNS、
フェイスブックのほうに投稿しました。これは 7 月 16 日の政治倫理審査会の内容について書いた
ものです。この中で私の発言が、フロー図が撤回されなかったら市役所と民間事業者の癒着を示す
ものとして一つのスキャンダルになったのではないかという発言をしましたので、そのように書き
ました。

その後、7 月の 22 日に政治倫理審査会がありまして、農林振興課さんに参考人として来ていた
だいて調査をしました。その結果、私の述べたことが誤解であるというふうに明らかになりました
ので、まず SNS の対応としては、この 16 日、ごめんなさい。16 日じゃない、18 日の投稿につい
て追記をしまして、私の発言内容について誤った内容であることが 7 月 22 日の委員会で確認され
ました。誤った発言により、市役所と事業者さまの名誉を損なうことになり大変申し訳ございませ
んでしたと記載をしています。

また、その後、7 月 23 日の日に投稿しまして、前日の政治倫理審査会でこういった内容があっ
て重ね、それで誤解があることが分かったので、それについてもまたおわびをするというふうな記
載をしています。また、実際に謝罪をしております、そのまず当日のその委員会の場で、農林振
興課に謝罪をしております。また、その日の夕方によふどの恵さんの会長のもとを訪れて、そのと
きは不在でございまして、その次の日の朝によふどの恵さんの会長さんにお会いしまして、こうい
ったことがあり、私の誤解ゆえに、また重ねてよふどの恵さんに対して名誉を毀損させてしまった
ことについて深くおわびをしております。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） 細見さんは会っておられ。

加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） 細身さんとはお会いしておりません。

○委員長（藤原 正伸君） 了解です。

以上のような経緯ですが、委員の皆さん御意見ございますか。

対応としてよろしいですか。

横尾委員。

○委員（横尾 正信君） 言いにくいんですけど、私と嵯峨山さんの分はどうなったんでしょうか。

○委員長（藤原 正伸君） 加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） それについては、すみません、報告遅れまして。お二人の発言内容については削除をさせていただいてまして、またその上に、私の個人的な見解を基に誤解を招く発言があったというふうにおわびをしますというふうに発言、そのような趣旨で記載をしています。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） 嵯峨山委員。

○委員（嵯峨山 博君） それは誰に対しておわびされてるんですか。お二人ですか。投稿を見られた方ですか。

○委員長（藤原 正伸君） 加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） 投稿見られた方です。また、嵯峨山委員と横尾委員につきましても、大変に御迷惑をおかけしたと思いますので、この場を借りておわびを申し上げます。申し訳ございません。

○委員長（藤原 正伸君） よろしいでしょうか。

○委員（加藤 貴之君） ほかに必要な措置があれば取らせていただきます。

○委員（横尾 正信君） 分かりました。

○委員長（藤原 正伸君） よろしいですか。ほか、よろしいですか。

そしたら一応、農林振興課、よふどの恵さんには直接お会いになったということですので、その際には、SNS上での対応なんかも御説明されましたか。

加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） 今説明したような内容を御説明しました。そのときには、会長さんはそのようなことについてまだ御存じありませんでしたので、逐一私も説明して御納得いただけたようですが、重ねて何かありましたら、誠実に対応させていただきます。

○委員長（藤原 正伸君） ほかに御意見ございますか。

よろしいですか。

それでは、今の内容を一応必要なお相手方には報告させていただきます。

それでは、本日本日の協議はこれで終了しますが、次回日程なんですが、暫時休憩します。

午前 11 時 54 分休憩

午前 11 時 58 分再開

○委員長（藤原 正伸君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

先ほどのSNSの件につきまして、加藤委員追加の発言をお願いします。

加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） 貴重なお時間取らせてしまい、すみません。

ちょっと1点発言訂正をさせていただきます。

フロー図に関してではなくて、その後に質問がありました、各委員からの意見表明についてのことです。私のほうでSNS上でもこの件についてもおわびをしたというふうに先ほど発言をしたと申しましたが、今、私の自分自身のSNSを発言確認したところ、この件については謝罪をして、謝罪は書いておりませんで、このように書いています。7月11日追記、以下の政治倫理審査会に関する記事の中で一部発言内容が事実と異なるという指摘がありました。一度撤回し、議事録を精査後に再度記載しますというふうに書いてあって、お二人の発言については削除はしております。

以上です。

○委員（横尾 正信君） してない。

○委員（加藤 貴之君） 謝罪は。

○委員（横尾 正信君） 削除したのは、もう会議のときに削除したよな。取りあえず削除、すぐ削除したでしょう。それ以降、一切何もしてないわけだな。

○委員（加藤 貴之君） 確認してない、すみません。

○委員長（藤原 正伸君） 削除はしていただいているということですね。はい。

○委員（加藤 貴之君） 削除はしている。

○委員（横尾 正信君） そんなので済まない。

○委員長（藤原 正伸君） 御意見ありますか。

○委員（横尾 正信君） ありますよ。

○委員長（藤原 正伸君） 横尾委員。

○委員（横尾 正信君） ちゃんとね、責任ある処置をしてから次に進んでいただきたいですね。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） 撤回後、再掲の追記をされているようですので、適正な処置というのは、正しい発信をもう一度。

横尾委員。

○委員（横尾 正信君） 今彼が述べたように、後日ちゃんと議事録精査して対処するというふうに言ったきり、精査したとも、精査した結果どうだとも、その結果、これとこれが誤っていたとも一切の発信は、読者に対しても僕と嵯峨山委員に対してもない。今日までないということだから、それは困りますよ。

○委員長（藤原 正伸君） 加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） 失礼いたします。精査して再度記載するのを忘れておりましたので、今、議事録があると思いますので、精査して、もし誤りがあれば、改めて訂正、謝罪をして対応したいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） それでは、そのように確認、精査の上、対応、報告をお願いをいたします。よろしく申し上げます。

○委員（加藤 貴之君） すみません。

○委員長（藤原 正伸君） それでは、次回日程ですが、9月2日午前9時からとさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

ほか皆さんのほうから何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） 事務局、何かありますか。

それでは、以上で本日の日程は終了しました。

これをもって朝来市議会政治倫理審査会を閉会します。御苦労さまでした。

午後0時02分閉会
